

しもつけしこくさいこうりゆうきょうかい きやく 下野市国際交流協会 規約

第1条 (名前と事務所)

この会の名前は「下野市国際交流協会」といいます。事務所は下野市役所 市民共働推進課にあります。

第2条 (目的)

協会は、市民が中心となって国際交流を広めます。
そして、市民の文化を高め、外国との友好を深めることを目的とします。

第3条 (活動)

協会は目的のために次のことをします。

1. 国際交流の行事や活動を計画して行う
2. 国際交流を広める活動をする
3. 国際交流に関する情報を集めて広める
4. 姉妹都市との交流を進める
5. そのほか必要な活動をする

第4条 (会員)

協会は、個人、家族、法人の会員で作ります。
会員になるには、入会申込書を会長に出します。

第5条 (会員をやめるとき)

次の場合、会員ではなくなります。

1. 自分で退会するとき
2. 亡くなったとき
3. 会費を次の年度の終わりまでに払わなかったとき

第6条 (役員)

協会には次の役員を置きます。

- 会長：1人
- 副会長：3人以内
- 理事：20人以内
- 監事：2人

会長と副会長は理事の中から選びます。

理事と監事は会員や関係団体から選び、総会で決めます。

役員の任期は2年です。再任もできます。

第7条 (役員の仕事)

- 会長：協会を代表し、全体をまとめる
- 副会長：会長を助け、会長ができないときは代わる
- 理事：理事会で協会のことを決める
- 監事：お金の使い方を確認する

第8条 (顧問)

協会に顧問を置くことができます。

顧問は、知識がある人や協会に功績のある人の中から、会長が頼みます。

必要なとき、会議に出て意見を言うことができます。

第9条 (事務局)

事務局長・事務局・会計を置きます。

会員や市役所職員から会長が指名します。

- 事務局長：事務全体をまとめる
- 事務局：協会の事務をする
- 会計：お金の管理をする

第10条 (会議)

会議は総会と理事会です。会長が開きます。

- 総会の議長はその場で会員から選びます。
- 理事会の議長は会長です。

第11条 (総会)

総会そうかいは年ねんに1回おこな行ひつよういます。必要ひつようがあれば臨時総会りんじそうかいも行ひつよういます。
総会そうかいで決きめること：

1. 規約きやくの更へんこう改
2. 年間ねんかんの計けいかく画
3. 予算よさんと決けつざん算
4. 役員やくいんの選せんび方かた
5. そのほか必要ひつようなこと

決きめごとしゅっせきしゃは出席者かはんすうの過半数きで決きまります。同数どうすうのときは議長ぎちやうが決きめます。

第12条りじかい (理事会)

理事会りじかいは会長かいちやう・副会長ふくかいちやう・理事りしで作つくります。会長かいちやうが開ひらきます。
理事会りじかいで決きめること：

1. 総会そうかいに出だす議案ぎあん
2. 会長かいちやうが必要ひつようとすること

第13条うんえいいんかい (運営委員会)

理事会りじかいの下したに運営委員会うんえいいんかいを作つくることができます。
運営委員会うんえいいんかいは、会長かいちやう・副会長ふくかいちやう・専門委員会せんもんいいんかいの委員長いいんちやうと副委員長ふくいいんちやうで作つくります。
ここで決きめること：

1. 予算よさんや計けいかく画もとに基もとづく具ぐ体たい的てきな事じ業ぎやうのこと
2. 専門委員会せんもんいいんかいの活かつ動どうの調ちやう整せい
3. 理事会りじかいで決きめなくともよよいこと

第14条せんもんいいんかい (専門委員会)

協会きやうかいには次つぎの専門委員会せんもんいいんかいを置おきます。

1. 総務交流委員会そうむこうりゅういいんかい
2. 語学委員会ごがくいいんかい
3. 広報委員会こうほういいんかい
4. 学生委員会がくせいいいんかい

各委員会に委員長と副委員長を置きます。任期は2年です。
専門委員会は自分の担当分野で活動を企画して行います。
月1回、定例連絡会を開きます。議長は総務交流委員長です。

第15条 (お金)

協会のお金は、会費・補助金・寄付でまかないます。

第16条 (基金)

協会に「下野市国際交流基金」を作ることができます。
基金は交流や姉妹都市記念事業などに使います。
余ったお金を基金に入れることもできます。
基金を使うときは理事会で承認します。

第17条 (会費)

会費は次のとおりです。

- 個人会員：1,000円/年（学生・生徒は500円）
- ファミリー会員：2,000円/年
- 法人・団体会員：5,000円/年

第18条 (特別会員)

個人で30万円以上、法人で50万円以上寄付した人は「永年特別会員」とします。
特別会員証を渡し、行事のときに案内します。

第19条 (会計年度)

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までです。

第20条 (その他)

この規約にないことは、理事会で相談し、会長が決めます。